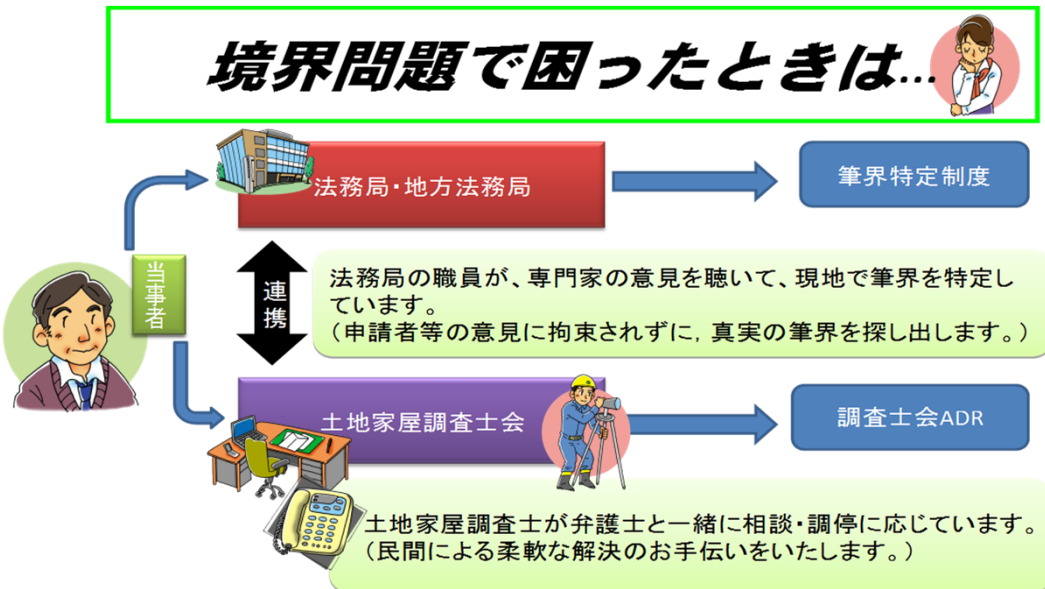


境界問題でお困りの方へ

境界問題で困ったときは...



どこが違うの？

- 筆界特定制度は、

筆界(一筆の土地が登記されたときの土地の境)を明らかにします。

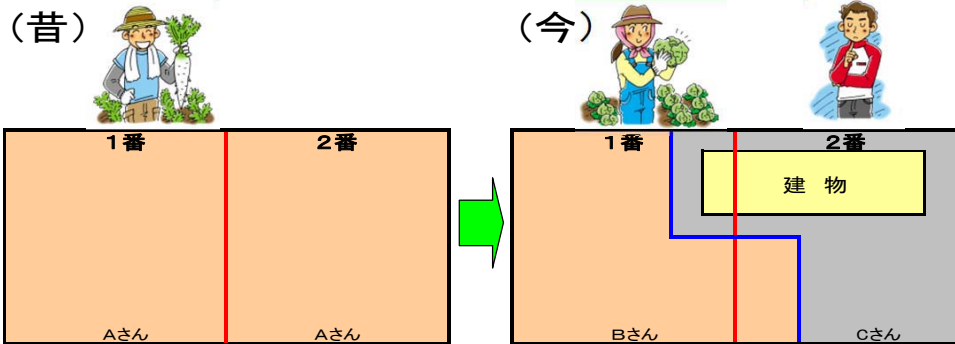
* 明渡しなど、所有権に関する問題を直接に解決することはできません。

- 土地家屋調査士会ADRは、

境界問題全般を解決します。

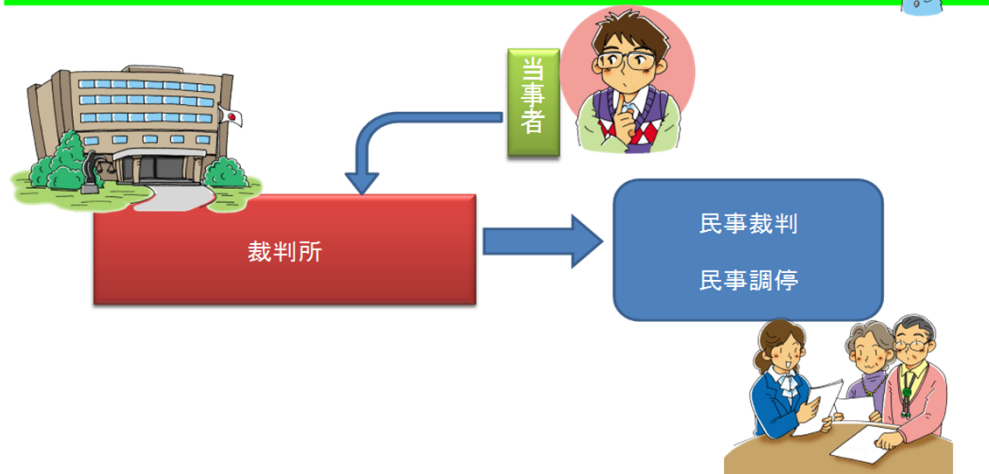
* 相手方の応諾がないと手続を進めることができません。

筆界？所有権界？



— 筆 界...筆界の位置は、売買・交換等で自動的に移動することはありません。
— 所有権界...所有権界の位置は、売買・交換等で移動することがあります。
(筆界と所有権界の位置が異なる場合があります。)

もうひとつの解決方法



- * 筆界特定制度についてのお問い合わせは
- * 調査士会ADRについてのお問い合わせは

青森地方法務局地図整備・筆界特定室
あおもり境界紛争解決支援センター

電話 017(776)9042
電話 017(722)2339